

都市整備 自然と景観を 守ることについて

次の点について伺う。

Q

- 1 リゾートマンション

の建築凍結宣言について

2 足柄幹線林道沿いの2件の中
断している開発計画の状況につ
いて

A 当町が今後、国際観光地として持続的に発展していくことを考えた場合、そろそろ大規模建築の新規立地については限界に達していると思っている。このため高度地区の指定や開発事業指導要綱での高さ制限のほか、地区計画制度や建築協定の導入など、さまざまな手法を研究するよう指示をしてきた。

そして、このことについては、出来ることからできるだけ早く対応するという考え方のもと、平成18年6月に、「開発事業指導要綱」を改正して、建築物の高さを規制し、本年6月には、「景観計画及び景観条例」で、これら高さ制限を規定して法的拘束力のある制限としたところ

1点目について、当町が今後、国際観光地として持続的に発展していくことを考えた場合、そろそろ大規模建築も制限を加え、中長期的に箱根全体の街並み景観の規制誘導に貢献できるものと期待している。

リゾートマンションは建築同住宅に分類され、アパートや従業員寮、居住用マンションなどと区別することができいたため、住民生活に必要な不可欠なアパート等の共同住宅のすべてを規制の対象とすることができない。

今後は、従来の「開発事業指導要綱」での規制に加えて、景観の観点からリゾートマンションに限らずに、大規模建築物全体を対象に「景観計画及び景観条例」によ

り、適正に規制・誘導し、当町のよりよい景観づくりに取り組んでいく。

2点目について、生ごみを園法での制限が比較的緩い普通地域でも、一定規模以上の建物への届出の義務付け、壁面の後退や緑地率の指定期では、都市計画法の開発許可及び箱根町開

成工事については、都市計画法の開発許可及び箱根町開

2点目については、高齢者が住宅を計画している開発計画地は、都市計画法に基づき、県知事の開発許可を得ているが、現在事業は休止している。

また、これに隣接する場所の宅地分譲を目的とする造

2点目については、高齢者が住宅を計画している開発計画地は、都市計画法に基づき、県知事の開発許可を得ているが、現在事業は休止している。

また、これに隣接する場所の宅地分譲を目的とする造

2点目については、高齢者が住宅を計画している開発計画地は、都市計画法に基づき、県知事の開発許可を得ているが、現在事業は休止している。

環境 新たな廃棄物対策について

次の点について伺う。

Q

- 1 7月の住民説明会の実施内容と今後の進め方について

2 生ごみの減量化について

A 1点目について、本年10月から予定して新たな分別収集等について、6月末から7月にかけて実施した住民説明会は、地域・地区や女性同様に、15団体に対しても実施したところ、425名の方々の出席を得た。この2件については、土砂災害特別警戒区域に指定されているため、会、15団体に対して実施した田原土木事務所が文書による指導を行っていると聞いています。

この2件については、土砂災害特別警戒区域に位置する現場であり、十分な安全対策を講ずることなく、工事途中で放置されていることかは、町の経済状況を考え、経費のかかる分別収集は遅ら、現場確認も行っている。今後、災害等発生の心配もされており、神奈川県小田原土木事務所と連絡を密にして、事業者の動向を注視していく

2点目について、生ごみを分別収集してリサイクルするためには、高度な資源化施設を要することから、現在、

町では生ごみのリサイクルは行っていない。

町としては、生ごみ処理機器の補助制度利用を積極的にPRを行い、生ごみの減量化推進に努めていく。

また、本年6月に「小田原市・足柄下地区資源化検討会」が設置され、広域で生ごみや剪定枝の資源化の方策について、調査・検討を行っていくことから、その動向等を踏まえ、町にとつても有効な手段・方法となるものは大きいことから、その動向等を参考とし、生ごみの減量化・資源化に向けて積極的に取り組んでいきたい。

したがって、新たな分別収集は平成22年4月からとし、燃えるごみの収集回数についても、多くの住民の方々の要望どおり、週3回のままで行いたいと考えている。

また、平成22年度に新たな分別収集を実施することにより、燃えるごみ量の推移等の検証をし、今後週2回への変更が可能かどうか検討したいと考える。

2点目について、生ごみを分別収集してリサイクルするためには、高度な資源化施設を要することから、現在、

